

令和 6 年度

山形県病院事業局障がい者である職員の活躍推進計画に基づく取組みの実施状況

山形県病院事業局では、「障害者の雇用の促進等に関する法律」（昭和 35 年法律第 123 号。以下「法」という。）に基づき、「山形県病院事業局障がい者である職員の活躍推進計画」（以下「計画」という。）を策定し、障がい者である職員が、その有する能力を有効に発揮して職業生活において活躍することができるよう取組みを実施しています。

法第 7 条の 3 第 6 項の規定に基づき、令和 6 年度における計画の取組みの状況を以下のとおり公表します。

【 1 目標に対する実績】

目標	目標値 (法定雇用率)	実績値（実雇用率）	
		R6. 6. 1 時点	R7. 6. 1 時点
病院事業局等（知事部局及び企業局を含む。）の毎年 6 月 1 日時点の障害者雇用率における法定雇用率の達成	2. 8%	3. 30%	3. 19%

【 2 令和 6 年度の取組状況】

1 障がい者の活躍を推進する体制整備

(1) 組織面

① 障害者雇用推進者の選任

- 法第 78 条に規定する「障害者雇用推進者」として病院事業局長を選任した。

② 計画推進体制

- 局内会議において障がい者の積極的な雇用について各病院に依頼し、連携を図った。

③ 相談体制

- 障がいを持つ職員に対する合理的配慮に関する相談窓口を県立病院課に設置し、障がい者である職員からの相談に対応・支援を行うとともに、障がい者である職員の所属からの相談に対しても、対応・支援を行った。

(2) 人材面

① 障がい者に対する理解促進

- 知事部局において実施する障がい者に対する理解促進のための職員向け研修について病院事業局内で周知を行い、職員が参加した。

《研修受講実績》

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
受講人数	2 名	1 0 名	3 2 名	8 3 8 名	4 3 5 名

② 厚生労働省が開催する研修受講

- 法第 79 条に規定する「障害者職業生活相談員」に選任された者（選任予定の者を含む）について、厚生労働省山形労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講した。

《令和 6 年度実績》

受講人数：2 名

2 障がい者の活躍の基本となる業務の選定・創出

- 「院内業務支援チーム」では、「院内業務支援コーディネーター」が中心となり、障がい者に適した業務の選定（病院内の各部門からの既存業務の切出し等）及び創出（複数の作業の組み合わせによる新規業務の創出等）を行った。

3 障がい者の活躍を推進するための環境整備等

（１）職場環境

- 他職員からの補助など、業務のサポート体制を厚くした。
- 障がい者である職員の勤務時間に合わせて業務内容（時間、業務配分等）の調整を行った。
- 各職員の障がいの程度等を考慮し、座席の配置換えを行った。
- 執務室から離れた場所での業務において、休憩スペースを確保する等調整した。

（２）募集・採用

① 常勤職員の採用

- 知事部局と共同で障がい者を対象とした選考試験を実施した。

② 非常勤職員の採用

- 会計年度任用職員の業務のうち、障がい者が従事することが可能な業務については積極的に障がい者を雇用した。

《令和 6 年度実績》

採用人数：13 名

（３）働き方

- 各種休暇制度についての周知を行い、障がい者である職員が適切に休暇を取得できるようにした。

（４）その他の配慮

- 障がい者である職員と所属の管理職員等が面談を行い、職業生活において必要な配慮を確認し、必要な措置を講じた。